

◎ 第130回定例研究会

5月22日(火)

於:静岡県評会議室

過労死等と長時間過密労働への対応

(マルクス生誕200周年記念行事の片隅で)

相曾茂氏(静岡安健センター事務局長)

●一つの事実

2015年12月25日電通に勤めていた25歳のMTさんが過労自殺をした。4月に入社してわずか8か月。試用期間が終わって2か月。前1月で約105時間の時間外労働とパワハラがあったといわれた。

●「どうしてブラック企業は生まれたか」

(経済2017年4月号(佐々木亮弁護士)より)

- ①若者を取り巻く社会構造上の問題
- ②労働のルールに対する知識・意識の欠如
- ③近視眼的な経営とその模倣
- ④労働組合の組織率の低下

●マルクス経済学

最低生計費を基に請求する賃金要求には経済学上の根拠がある。しかし労働時間は、賃金の場合と違って経済学的な根拠はなく、資本家と労働者の力関係で決まる。

●賃金と労働時間をめぐる闘争の資本家的意味

資本家は資本家同士の競争に勝つために必死であるが、そのためには労働コストは際限なく切り詰めようとするだろう。残業させるが、できるだけ残業代を払わないという2重、3重の違法でも意に介する余裕がないのは必死の競争をしているからである。過労自殺は防げない可能性がある。労働者と労働組合にこの資本に立ち向かう決意があるかが問題である。

●歴史的な時短闘争と現在の労働者・市民の運動

- ・1847年 英 10時間法 13歳~18歳及び女性
- ・1886年 米 8時間運動(シカゴ・デモ)
- ・1905年 仏 炭鉱8時間法
- ・1917年 ソ 8時間制布告
- ・1918年 独 8時間法(全労働者)
- ・1919年 ILO創立、第1号(8時間労働)条約
- ・1995年 独 週35時間制(金属産業労組)
- ・2000年 仏 週35時間制(年換算1600時間)

●過労の実態その1。I氏事案

平成29年2月23時過ぎに帰宅し、入浴しようとしたところ、発作を起こし、脳梗塞と診断された。現在は高次脳機能障害と診断され、治療とリハビリ治療を受けている。作業内容は大型トラックで運ばれてきた冷凍製品をフォークリフトで倉庫内の荷受け場に運び入れ、積み上げていく。冷凍庫室はマイナス15~16度程度の極低温で「健康上特に有害な業務」である。時間外労働は、発症前6ヶ月間平均は約171時間である。朝8時から午前2時まで18時間連続勤務になる。現在労災を申請中である。

●過労の実態その2。K氏事案

平成27年5月29日頃より体調がすぐれなくなり、適応障害、うつ病との診断を受けた。フロアの主任職で、ウェイトレスなど店内における接客と店内の管理等を主として業としている。1日あたり所定労働時間は12時間である。時間外労働は、6ヶ月平均128時間超である。労災が適用され、不払い残業代も支払われた。

●労働時間資料

労働時間に関して年間1700時間台に減ったといわれるが、「毎月勤労統計調査」はサービス残業を含んでいない。これに対し「労働力調査」は不払い残業も含めて集計しており、毎月勤労統計より300時間ほど多い。「社会生活基本調査」によると、男性正社員の週労働時間は53時間(これは年間ベースでは2750時間)である。

●当面の提案「ローカルユニオンの出番」

事例1・2のケースを救えるとしたら、労働現場に労働組合があつて、組合員が有機的に結合している状況しかない。組合組織率17.4%であるが、99人以下の中小企業に至っては0.9%しかない。「一人でも加入できる労働組合」という新たな運動が「画期的に」必要になっている。

*連絡先: 静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川2-2-1 セキスイハイムビルディング7F(静岡県評内)
メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>